

# 公益財団法人 福井県スポーツ協会 生涯スポーツ委員会規程

## (総 則)

第1条 公益財団法人 福井県スポーツ協会（以下「本会」という。）に、専門委員会の一つとして、生涯スポーツ委員会（以下「本委員会」という。）を設置し、必要な事項を定める。

## (目 的)

第2条 本委員会は、県民が積極的および継続的にスポーツに親しむことができる環境づくり等について審議し、本県の生涯スポーツの振興を目指す。審議の内容は理事会に報告するとともに、理事会の諮問に応ずる。

## (組 織)

第3条 本委員会は、本会理事、生涯スポーツ団体関係者、学識経験者の10名以内で組織する。

## (役 員)

第4条 本委員会に、次の役員を置く。

委員長 1名

副委員長 若干名

2 委員は、本会会長が理事会に諮って会長が委嘱する。

3 委員長は、会長が委員の中から委嘱し委員会を代表して会務を統括する。

4 副委員長は、委員長が指名し委員長を補佐して、委員長事故あるときはその職務を代行する。

## (任 期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残留期間とする。また、再任を妨げない。

## (会 議)

第6条 本委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。

- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 本会会長、副会長、理事、事務局長は、委員会に出席して意見を述べることができる。
- 5 委員長が必要と認めたときは、関係者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

附則 この規程は、公益財団法人福井県体育協会の設立の登記の日  
(平成24年4月1日)から施行する。

附則 平成30年4月1日一部改訂(第1条)